

令和2年9月29日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会資料

(令和2年9月24日付託分)

産業労働局

令和2年度9月補正予算

I 令和2年度9月補正予算総括表	1
II 令和2年度9月補正予算の概要	2

議案（条例その他）

III 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例の概要	9
IV 神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス再整備事業委託契約の内容	10
V かながわ労働プラザの指定管理者の指定の概要	11

I 令和2年度9月補正予算総括表

(一般会計)

(単位：千円)

内 訳 科目	令和2年度 現計予算額 A	令和2年度 9月補正 予算額 B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款) 労働費	7,216,453	111,577	7,328,030	79,466	—	—	32,111	
(項) 労政費	4,596,763	73,129	4,669,892	60,243	—	—	12,886	働き方改革推進事業費 60,000 かながわ労働プラザ指定管理費 13,129
(項) 職業訓練費	2,125,420	38,448	2,163,868	19,223	—	—	19,225	機械整備費 (総合職業技術校関係) 29,569 機械整備費 (産業技術短期大学校関係) 8,879
(項) 雇用対策費	222,239	—	222,239	—	—	—	—	
(項) 労働委員会 費	272,031	—	272,031	—	—	—	—	
(款) 商工費	55,173,729	19,653,933	74,827,662	19,653,933	—	—	—	
(項) 商工総務費	31,705,881	14,615,866	46,321,747	14,615,866	—	—	—	中小企業・小規模企業再起支 援事業費補助 7,105,866 県内消費喚起対策事業費 7,500,000 商業活性化推進事業費 10,000
(項) 工業費	7,033,844	530,000	7,563,844	530,000	—	—	—	県内工業製品購入促進事業費
(項) 商工金融費	16,434,004	4,508,067	20,942,071	4,508,067	—	—	—	信用保証事業費補助
小 計	62,390,182	19,765,510	82,155,692	19,733,399	—	—	32,111	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	△ 2,750	2,750	かながわ労働プラザ納付金
産業労働局 ・労働委員会計	62,390,182	19,765,510	82,155,692	19,733,399	—	△ 2,750	34,861	

(特別会計)

中小企業資金会計	2,961,173	—	2,961,173	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

(一般会計+特別会計)

産業労働局 ・労働委員会合計	65,351,355	19,765,510	85,116,865					
-------------------	------------	------------	------------	--	--	--	--	--

Ⅱ 令和2年度9月補正予算の概要

1 サテライトオフィスの設置支援について

6款 労働費 1項 労政費

働き方改革推進事業費

(1) 目的

Withコロナ時代におけるワークスタイルの選択肢の1つとして、サテライトオフィスにおける勤務を推進する。

(2) 内容

県内にサテライトオフィスを設置する商店街団体や事業者等に対して、施設の整備や改修に係る経費を補助する。

(3) 予算額 60,000千円

2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る指定管理施設の追加費用等の負担について

6 款 労働費 1 項 労政費

⑨ かながわ労働プラザ指定管理費

(1) 目的

県の指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る。

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症の影響による施設休止等や感染拡大防止対策の実施に伴う追加費用等について負担する。

(現基本協定に定める年割額からの変更点：新型コロナウイルス感染症の影響による追加費用等の増 年額+13,129千円、影響する年度 令和2年度)

(3) 予算額 13,129千円

3 総合職業技術校及び産業技術短期大学校における感染拡大防止対策について

6 款 労働費 2 項 職業訓練費

機械整備費（総合職業技術校関係）

(1) 目的

総合職業技術校において、ICT環境の普及や新しい生活様式に対応したオンラインによる職業訓練を実施する。

(2) 内容

訓練の実施に必要な機器及び経済的困窮者に貸与するための機器を整備する。

(3) 予算額 29,569千円

機械整備費（産業技術短期大学校関係）

(1) 目的

産業技術短期大学校において、ICT環境の普及や新しい生活様式に対応したオンラインによる職業訓練を実施する。

(2) 内容

訓練の実施に必要な機器及び経済的困窮者に貸与するための機器を整備する。

(3) 予算額 8,879千円

4 かながわ労働プラザ納付金について

6 款 労働費 4 項 労働委員会費

かながわ労働プラザ納付金（使途を指定しない収入）

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、施設利用収入に影響があった指定管理者に対して、影響額の一部を補填する。

(2) 内容

指定管理施設である「かながわ労働プラザ」からの納付金を免除する。
（現基本協定に定める年割額からの変更点：新型コロナウイルス感染症の影響による納付金の減 年額△2,750千円、影響する年度 令和2年度）

(3) 予算額 △2,750千円

5 新型コロナウイルス感染症対策に係る県内経済の回復に向けた支援について

8 款 商工費 1 項 商工総務費

中小企業・小規模企業再起支援事業費補助

(1) 目的

事業者の感染拡大防止策や新たな事業展開を後押しし、中小企業者等における事業活動の継続を支援する。

(2) 内容

感染拡大防止対策や、デリバリーやインターネット販売等に取り組む経費に対して補助する。

(3) 予算額 7,105,866千円

⑨ 県内消費喚起対策事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、消費意欲の減退した消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援する。

(2) 内容

「感染防止対策取組書」を掲示している飲食店等で、キャッシュレス決済を利用した際に、決済額の20%を還元する。

(3) 予算額 7,500,000千円

商業活性化推進事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、来店者数や売上げが減少している商店街を支援する。

(2) 内容

商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行に要する経費に対して補助する。

(3) 予算額 10,000千円

8款 商工費 2項 工業費

県内工業製品購入促進事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による消費の冷え込みに対し、県内産工業製品の需要を喚起し、県内製造業を支援する。

(2) 内容

県内在住の個人及び県内に所在する法人（事業所）が、県内の工場から出荷され、希望小売価格が税抜10万円以上の製品を購入した際、購入者に一定の値引きを付与する。

(3) 予算額 530,000千円

8款 商工費 3項 商工金融費

一部**⑨** 信用保証事業費補助

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている中小企業者等が制度融資を利用する際の負担を軽減する。

(2) 内容

保証料引き下げに要する経費に対して補助する。

(3) 予算額 4,508,067千円

Ⅲ 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行等を踏まえ、訓練基準に規定された通信の方法によって行う訓練の実施方法を変更等するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 普通課程、短期課程及び専門短期課程の訓練基準の一部改正

現行の条例の普通課程、短期課程及び専門短期課程の訓練基準に規定された通信の方法によって行う訓練の実施方法が変更されたことから、所要の規定の整備を行う。（第3条、第4条及び第6条関係）

(2) 専門課程の訓練基準の一部改正

現行の条例の専門課程の訓練基準には、通信の方法によって行う訓練の実施方法の規定がないことから、新たに規定を加える。（第5条関係）

3 施行期日

公布の日

IV 神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス再整備事業委託契約の内容

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 委託業務名称 | 神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス
再整備事業委託 |
| 2 | 委託業務箇所 | 横浜市旭区中尾2丁目4番1号 |
| 3 | 委託契約者名 | 株式会社松尾工務店
代表取締役 松 尾 文 明 |
| 4 | 委託契約金額 | 12億5,400万円 |
| 5 | 業務着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| 6 | 業務完了予定年月日 | 令和4年10月31日 |

V かながわ労働プラザの指定管理者の指定の概要

1 指定の趣旨

神奈川県立かながわ労働プラザ条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

2 指定の内容

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 施設の名称 | かながわ労働プラザ |
| (2) 指定管理者 | |
| ア 名称 | 公益財団法人神奈川県労働福祉協会 |
| イ 主たる事務所の所在地 | 横浜市中区寿町一丁目4番地 |
| (3) 指定期間 | 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで |